

第百五十六回  
国 会

# 参議院財政金融委員会會議録第十五号

平成十五年六月二十六日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

六月十三日

辞任

信田 邦雄君

六月二十五日

辞任

櫻井 充君

補欠選任

峰崎 直樹君

補欠選任

江本 孟紀君

出席者は左のとおり。

委員長  
理事

柳田 稔君

清水 達雄君

林 芳正君

円 より子君

浜田卓二郎君

委員

上杉 光弘君

尾辻 秀久君

佐藤 泰三君

田村耕太郎君

中島 啓雄君

溝手 顕正君

森山 裕君

若林 正俊君

江本 孟紀君

大塚 耕平君

勝木 健司君

峰崎 直樹君

山本 保君

池田 幹幸君

大門実紀史君

平野 達男君

国務大臣

国務大臣  
(金融担当大臣)

副大臣

竹中 平蔵君

事務局長

伊藤 達也君

内閣府副大臣

常任委員会専門員

本日の會議に付した案件

○保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)(閣法第一一九号)

○委員長(柳田稔君) ただいまから財政金融委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る十三日、信田邦雄君が委員を辞任され、その補欠として峰崎直樹君が選任されました。

また、昨二十五日、櫻井充君が委員を辞任され、その補欠として江本孟紀君が選任されました。

○委員長(柳田稔君) 保険業法の一部を改正する法律案を議題といたします。

政府から趣旨説明を聴取いたします。竹中金融担当大臣。

○国務大臣(竹中平蔵君) ただいま議題となりました保険業法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

我が国の生命保険を取り巻く環境は、保有契約高の減少や株価の低迷等に加え、超低金利の継続によるいわゆる逆ざや問題により、一層厳しいものとなっております。

こうした中で、これまで生命保険契約者保護のための資金援助制度の整備や保険会社の経営手段の多様化等を図るための措置を講じてきたところですが、今般、保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社について、保険契約者等の保護の観点から、契約条件の変更を可能とする手続等の整備を行うため、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、保険業の継続が困難となる蓋然性のある保険会社については契約条件の変更の申出を行うことができることとするともに、契約条件の変更を行うための手続として、株主総会等の特別決議のほか、異議申立て手続等を行うこととしております。

第二に、契約条件の変更に当たっては、保険契約者等に対し、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測に加え、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項等を示さなければならぬこととしております。

第三に、契約条件の変更は、それまで積み立ててきた責任準備金に対応する権利に影響を及ぼしてはならないこととするともに、変更後の予定利率は、保険会社の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める水準を下回ってはならないこととしております。

第四に、内閣総理大臣は、契約条件の変更の申出の承認を行うとともに、必要に応じ保険調査人に契約条件の変更の内容等について調査させた上で、当該保険会社において保険業の継続のために必要な措置が講ぜられた場合であつて、かつ、契約条件の変更が保険契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければ、契約条件の変更案の承認をしてはならないこととしております。

第五に、基金に係る債務の免除を受けたとき等の基金及び基金償却積立金の取扱いについて規定の整備を行うなど、所要の措置を講ずることとしております。

以上が、保険業法の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○委員長(柳田稔君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

次回は来る七月一日午前十時に開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時三分散会

六月十三日本委員会に左の案件が付託された。

一、保険業法の一部を改正する法律案

保険業法の一部を改正する法律案

保険業法の一部を改正する法律案

保険業法(平成七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等」を「第一節 契約条件の変更(第二百四十条の二)第二節 業務及び財産の管理等に関する内閣総理大臣の処分等」に変更(第二百四十条の二)第二百四十条の十三」

に、「第三款 契約条件の変更(第二百五十条第一節の二 合併等の手続の実施の命令等第二節 保険契約者保護機構の行う資金援助等(第二百五十五条の五)」を「第三款(第二百五十六條―第二百五十八條)」を「第三節 合併等における契約条件の変更(第二百五十五條―第二百五十六條の二)」を「第四節 合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六條―第二百五十八條の二)」に改める。

合併等における契約条件の変更(第二百五十五條―第二百五十六條の二)を「第四節 合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六條―第二百五十八條の二)」に改める。

合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六條―第二百五十八條の二)に改める。

合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六條―第二百五十八條の二)に改める。

合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六條―第二百五十八條の二)に改める。

合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六條―第二百五十八條の二)に改める。

合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六條―第二百五十八條の二)に改める。

合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六條―第二百五十八條の二)に改める。

合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六條―第二百五十八條の二)に改める。

合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六條―第二百五十八條の二)に改める。

合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六條―第二百五十八條の二)に改める。

(申請書の添付書面及び第七十九條(株式会社)の添付書面の通則)に定める書類のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一次項において準用する商法第三百七十六條第一項(資本の減少に関する債権者の異議の規定による公告及び催告をしたこと並びに異議を述べた債権者があるときは、その者に対し弁済し、若しくは担保を供し、若しくは信託したこと又は基金償却積立金の取崩しをしてその者を害するおそれがないことを証する書面

二次項において準用する第十七條第一項の規定による公告をしたことを証する書面

三次項において準用する第十七條第二項の異議を述べた保険契約者の数又はその者の次項において準用する第十七條第四項の内閣府令で定める金額が、同項に定める割合を超えなかったことを証する書面

第十六條の二並びに第十七條第一項から第五項まで、第七項及び第九項から第十一項まで並びに商法第三百七十六條及び第三百八十條資本減少無効の訴えの規定は、第一項の基金償却積立金の取崩しについて準用する。この場合において、第十六條の二第二項中「委員会等設置会社」とあるのは「第五十二條の三第一項に規定する委員会等設置相互会社」と、「資本の減少」とあるのは「基金償却積立金の取崩し」と、「株主総会」とあるのは「社員総会(総代会を設けているときは、総代会)」と、同条第二項中「株主」とあるのは「社員」と、第十七條第一項及び第四項中「資本の減少」とあるのは「基金償却積立金の取崩し」と、同条第五項中「商法」とあるのは「第五十六條の二第四項において準用する商法」と、同条第七項中「前各項」とあるのは「第一項から第五項まで及び第五十六條の二第五項」と、同項及び同条第九項中「資本の減少」とあるのは「基金償却積立金の取崩し」と、同条第十項において準用する第十六條の二第二項中「株主」とあるのは「社員」と、同法第三百七十六

条第一項中「前条第一項」とあるのは「保険業法第五十六條の二第二項」と、「資本ノ減少」とあるのは「基金償却積立金ノ取崩し」と、「減少スベキ資本ノ額、同項各号ニ掲グル場合ニ於ケル其ノ各号ニ定ムル金額」とあるのは「取崩スベキ基金償却積立金ノ額」と、同法第三百八十條第一項中「資本減少」とあるのは「基金償却積立金ノ取崩し」と、同条第二項中「株主」とあるのは「社員」と、「資本ノ減少」とあるのは「基金償却積立金ノ取崩し」と、同条第三項において準用する同法第二百四十九條中「株主」とあるのは「社員」と読み替へるものとする。

第一項の規定による基金償却積立金の取崩しは、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第五十七條を次のように改める。

損失のてん補に充てるための損失のてん補準備金等の取崩し

第五十七條 損失のてん補準備金は、損失のてん補に充てる場合を除くほか、取崩すことができる。

損失のてん補準備金を損失のてん補に充ててもなお不足するときは、前条の規定によらないで、基金償却積立金を損失のてん補に充てることができる。

第六十條第一項中「その定款を変更して基金の総額を増加し」を「社員総会(総代会を設けているときは、総代会の決議により)に改め、同条第四項中「第六十條第二項」を「第六十條第三項」に、「第六十條第二項各号」を「第六十條第三項各号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の場合には、第六十二條第二項に定める決議によらなければならない。

第八十八條の見出しを「(基金の償却等)」に改め、同条第二項中「前項本文の場合」を「相互会社から株式会社への組織変更を行う場合」に改める。

第二百二十六條に次の一号を加える。

八 第二百四十條の五第五項の方針に関する事項

第五百一十一條中「第六十條第四項」を「第六十條第五項」に改め、「準用スル第二百八十條ノ十五」の下に、「同法第五十六條の二第四項ニ於テ準用スル第三百八十條を加える。

第二百八十四條中「第六十條第四項」を「第六十條第五項」に改める。

第二編第十章第三節を第五節とし、第二節を第四節とし、第一節の二を第三節とする。

第二百四十一條第一項中「(外国保険会社等を含む。第二百四十三條、第二百五十四條、第二百五十五條、第二百六十條第一項第二号、第六項及び第八項第二号並びに第二百七十條の六を除き、以下この章において同じ。)、(外国保険会社等)にあっては、日本における保険業、以下この条及び第二百六十二條において同じ。」及び「(外国保険会社等)の場合にあっては、日本における保険契約者等、以下この章において同じ。」を削る。

第二百四十二條第一項中「第六十條第四項」を「第六十條第五項」に改め、「(資本減少無効の訴え)」の下に「第五十六條の二第四項及び」を加え、同条第六項中「平成十四年法律第百五十四号」を削る。

第二百四十九條の二第三項中「若しくは」の下に「第五十六條の二第二項、第六十條第二項」を加える。

第二百四十九條の三第六項中、「第二百五十條第三項及び第五項並びに第二百五十一條第二項」を「並びに第二百五十條第三項及び第五項」に、「同条第五項中「前項の公告」とあり、及び第二百五十一條第二項中「第二百五十條第四項」を「及び同条第五項中「前項」」に改める。

第二編第十章第一節第三款の款名を次のように改める。

第三款 合併等における契約条件の変更

第二百五十條第三項を次のように改める。

合併等における契約条件の変更(第二百五十五條―第二百五十六條の二)を「第四節 合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六條―第二百五十八條の二)」に改める。

合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六條―第二百五十八條の二)に改める。

合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六條―第二百五十八條の二)に改める。

合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六條―第二百五十八條の二)に改める。

合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六條―第二百五十八條の二)に改める。

合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六條―第二百五十八條の二)に改める。

合併等の手続の実施の命令等(第二百五十六條―第二百五十八條の二)に改める。

3 前二項に規定する「特定契約」とは、次に掲げるものをいう。

一 次項の公告の時(当該公告の時において既に、第二百四十一条第一項の規定により業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられ、保険契約に係る支払を停止している場合又は第二百四十五条(第二百五十八条第二項において準用する場合を含む。)、この条第五項、第二百五十四条第四項若しくは第二百五十五条の二第三項の規定によりその業務を停止し、保険契約に係る支払を停止している場合)にあっては、その保険契約に係る支払を停止した時。次号において「公告等の時」という。において既に保険事故が発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。)

二 公告等の時において既に保険期間が終了している保険契約(公告等の時において保険期間の中途で解約その他の保険契約の終了の事由が発生しているもの(第二百四十条の三の規定による命令により保険契約に係る支払が停止されているものを除く。))を含み、前号に掲げるものを除く。)

2 第二百五十一条第二項を次のように改める。

前条第一項の保険契約の移転をする場合における第二百三十五条第二項及び第二百三十七条第四項(第二百三十五条第一項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。))の規定の適用については、第二百三十五条第二項中「第二百三十七條第一項の公告の時において既に保険事故が発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。その他の政令で定める保険契約」とあるのは「第二百五十條第三項に規定する特定契約」と、第二百三十七條第四項中「五分の一」とあるのは「十分の一」と、「当該保険契約について、第一項の公告の時において」とあるのは「当該保険契約が第二百五十條第三項に規定する特定契約である場合において、当該保険契約につき」と

する。

第二百五十四条第二項中「同条第三項」を「同条第三項第一号」に改める。

第二百五十五条第二項を次のように改める。

2 前条第一項の合併をする場合における第十六条第二項において準用する第十七条第二項及び第四項の規定の適用については、同条第二項中「当該公告の時において既に保険事故の発生その他の事由により保険金請求権その他の政令で定める権利(以下この条において「保険金請求権等」という。))が生じている保険契約(当該保険金請求権等に係る支払により消滅することとなるものに限る。)」とあるのは「第二百五十四条第二項において準用する第二百五十條第三項に規定する特定契約」と、同条第四項中「五分の一」とあるのは「十分の一」と、「保険金請求権等」とあるのは「第二百五十四条第二項において準用する第二百五十條第三項に規定する特定契約に係る保険金請求権その他の政令で定める権利(以下この条において「保険金請求権等」という。))とする。

第二百五十五条の二第二項中「同条第三項」を「同条第三項第一号」に改める。

第二編第十章中第一節を第二節とし、同章に第一節として次の一節を加える。

#### 第一節 契約条件の変更

(契約条件の変更の申出)

第二百四十条の二 保険会社(外国保険会社等を含む。第二百四十条の五、第二百四十条の六、第二百四十三条、第二百五十四条、第二百五十五条、第二百六十条第一項第二号、第六項及び第八項第二号並びに第二百七十条の六を除き、以下この章において同じ。))は、その業務又は財産の状況に照らしてその保険業(外国保険会社等)にあつては、日本における保険業。以下この条、第二百四十条の十一、第二百四十一条及び第二百六十二条において同じ。の継続が困難となる蓋然性がある場合には、内閣総理大臣に対し、当該保険会社に係る保険契約(変更対象外

契約を除く。))について保険金額の削減その他の契約条項の変更(以下この節において「契約条件の変更」という。))を行う旨の申出をすることができ。

2 保険会社は、前項の申出をする場合には、契約条件の変更を行わなければならない保険業の継続が困難となる蓋然性があり、保険契約者等(外国保険会社等)の場合にあつては、日本における保険契約者等。以下この章において同じ。の保護のため契約条件の変更がやむを得ない旨及びその理由を、文書をもって、示さなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の申出に理由がある」と認めるときは、その申出を承認するものとする。

4 第一項に規定する「変更対象外契約」とは、契約条件の変更の基準となる日において既に保険事故が発生している保険契約(当該保険事故に係る保険金の支払により消滅することとなるものに限る。))その他の政令で定める保険契約をいう。

(業務の停止等)

第二百四十条の三 内閣総理大臣は、前条第三項の承認をした場合において、保険契約者等の保護のため必要があると認めるときは、当該保険会社に対し、期限を付して当該保険会社の保険契約の解約に係る業務の停止その他必要な措置を命ずることができ。

(契約条件の変更の限度)

第二百四十条の四 契約条件の変更は、契約条件の変更の基準となる日までに積み立てるべき責任準備金に対応する保険契約に係る権利に影響を及ぼすものであつてはならない。

2 契約条件の変更によつて変更される保険金、返戻金その他の給付金の計算の基礎となる予定利率については、保険契約者等の保護の見地から保険会社の資産の運用の状況その他の事情を勘案して政令で定める率を下回つてはならない。

(契約条件の変更の決議)

第二百四十条の五 保険会社は、契約条件の変更を行うとするときは、第二百四十条の二第三項の承認を得た後、契約条件の変更につき、株主総会等の決議を経なければならない。

2 前項の場合には、商法第三百四十三条(定款変更の決議の方法)に定める決議又は第六十二条第二項に定める決議によらなければならない。

3 第一項の決議を行う場合には、保険会社は、商法第二百三十二条第一項(招集の通知(第四十一条及び第四十九条において準用する場合を含む。))の規定による通知において、契約条件の変更がやむを得ない理由、契約条件の変更の内容、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項、経営責任に関する事項その他の内閣府令で定める事項を示さなければならない。

4 第一項の決議を行う場合において、契約条件の変更に係る保険契約に関する契約者配当、剰余金の分配その他の金銭の支払に関する方針があるときは、前項の通知において、その内容を示さなければならない。

5 前項の方針については、その方針を定款に記載し、又は記録しなければならぬ。

(契約条件の変更における株主総会等の特別決議等に関する特例)

第二百四十条の六 株式会社である保険会社における前条第一項の決議又はこれとともに行う商法第二百四十四条第一項(株式併合)、第二百四十五条第一項(営業の譲渡及び譲受け)、第二百八十条ノ二第二項(新株の有利発行)(同法第二百一十一條第三項(会社が有する自己の株式の処分)についての準用規定)において準用する場合を含む。)、第三百四十六条ある種類の株主の總會若しくは第三百七十五条第一項(資本の減少)若しくは第六十九条第二項、第三百三十六條第二項若しくは第二百四十四條第三項の規定によ

る決議若しくは同法第三百四十三条(定款変更の決議の方法)、第三百四十五条第二項(ある種類の株主の総会)、第三百五十三条第五項(株式交換契約書の承認)(同法第三百六十五条第三項(株式移転事項の承認)において準用する場合を含む。)、第四百五条(解散の決議)若しくは第四百八条第四項(合併契約書の承認)に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

2 株式会社である保険会社における前条第一項の決議とともに同法第三百四十八条第一項(株式の譲渡を制限する定款変更の決議方法)、第三百五十三条第六項(株式交換契約書の承認)、第三百六十五条第二項(株式移転事項の承認)、第三百六十五条第五項(合併契約書の承認)又は第四百八条第五項(合併契約書の承認)の規定による決議は、これらの規定にかかわらず、出席した株主の過半数であつて出席した株主の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

3 相互会社である保険会社における前条第一項の決議又はこれとともに同法第四十一条若しくは第四十九条において準用する同法第二百四十五条第一項(第二号を除く。)(営業の譲渡及び譲受け)若しくは第五十六条の二第二項、第六十条第二項、第八十六条第三項、第三百三十六条第二項若しくは第四百四十四条第三項の規定による決議若しくは第六十二条第二項、第五百六十六条若しくは第七十二条第一項に規定する決議は、これらの規定にかかわらず、出席した社員(総代会を設けているときは、総代)の議決権の四分の三以上に当たる多数をもって、仮にすることができる。

4 第一項の規定により仮にした決議(以下この条において「仮決議」という。)があつた場合においては、各株主に対し、当該仮決議の趣旨を通知し、当該仮決議の日から一月以内に再度の株主総会を招集しなければならない。

5 前項の株主総会において第一項に規定する多

数をもって仮決議を承認した場合には、当該承認のあつた時に、当該仮決議をした事項に係る決議があつたものとみなす。

6 前二項の規定は、第二項の規定により仮にした決議があつた場合について準用する。この場合において、前項中「第一項」とあるのは、「第二項」と読み替へるものとする。

7 第四項及び第五項の規定は、第三項の規定により仮にした決議があつた場合について準用する。この場合において、第四項中「各株主」とあるのは「各社員(総代会を設けているときは、各総代)」と、同項及び第五項中「株主総会」とあるのは「社員総会(総代会を設けているときは、総代会)」と、同項中「第一項」とあるのは「第三項」と読み替へるものとする。

(契約条件の変更に係る書類の備置き等)

第二百四十条の七 保険会社の取締役委員会等設置会社等にあつては、執行役は、第二百四十条の五第一項の決議を行うべき日の二週間前(外国保険会社等にあつては、契約条件の変更についての決定を行った日)から第二百四十条の十三第一項の公告の日まで、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更の内容を示す書類、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、基金及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他の内閣府令で定める書類(第二百四十条の五第四項に規定する方針がある場合にあつては、その方針の内容を示す書類を含む。)(各営業所又は各事務所(外国保険会社等)にあつては、第百八十五条第一項に規定する支店等)に備置置かなければならない。

2 保険会社の株主又は保険契約者(外国保険会社等)にあつては、日本における保険契約者は、その営業時間又は事業時間内に限り、前項の書類の閲覧を求め、又は保険会社の定める費用を支払つてその謄本若しくは抄本の交付を求めることができる。

(保険調査人)

第二百四十条の八 内閣総理大臣は、第二百四十条の二第三項の承認をした場合において、必要があると認めるときは、保険調査人を選任し、保険調査人をして、契約条件の変更の内容その他の事項を調査させることができる。

2 前項の場合においては、内閣総理大臣は、保険調査人が調査すべき事項及び内閣総理大臣に對して調査の結果の報告をすべき期限を定めなければならない。

3 内閣総理大臣は、保険調査人が調査を適切に行つていないと認めるときは、保険調査人を解任することができる。

4 会社更生法平成十四年法律第百五十四号第八十条及び第八十一条第一項(管財人の注意義務並びに費用の前払及び報酬)の規定は、保険調査人について準用する。この場合において、同項中「裁判所」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替へるものとする。

5 前項において準用する会社更生法第八十一条第一項に規定する費用及び報酬は、第二百四十条の二第一項の保険会社(次条及び第三百十八条の二において「被調査会社」という。)の負担とする。

(保険調査人の調査等)

第二百四十条の九 保険調査人は、被調査会社の取締役、執行役、監査役及び支配人その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被調査会社の業務及び財産の状況(これらの者であつた者については、その者が当該被調査会社の業務に従事していた期間内に知ることのできた事項に係るものに限る。)(つき報告を求め、又は被調査会社の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

2 保険調査人は、その職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(保険調査人の秘密保持義務)

第二百四十条の十 保険調査人は、その職務上知

ることのできた秘密を漏らしてはならない。保険調査人がその職を退いた後も、同様とする。

2 保険調査人が法人であるときは、保険調査人の職務に従事するその役員及び職員は、その職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その役員又は職員が保険調査人の職務に従事しなくなった後においても、同様とする。

(契約条件の変更に係る承認)

第二百四十条の十一 保険会社は、第二百四十条の五第一項の決議(外国保険会社等)にあつては、契約条件の変更についての決定。以下この節において同じ。があつた場合第二百四十条の六第五項(同条第六項及び第七項において準用する場合を含む。)(規定により第二百四十条の五第一項の決議があつたものとみなされる場合を含む。)(には、当該決議の後、遅滞なく、当該決議に係る契約条件の変更について、内閣総理大臣の承認を求めなければならない。

2 内閣総理大臣は、当該保険会社において保険業の継続のために必要な措置が講じられた場合であつて、かつ、第二百四十条の五第一項の決議に係る契約条件の変更が当該保険会社の保険業の継続のために必要なものであり、保険契約者等の保護の見地から適当であると認められる場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

(契約条件の変更の通知及び異議申立て等)

第二百四十条の十二 保険会社は、前条第一項の承認があつた場合には、当該承認があつた日から二週間以内に、第二百四十条の五第一項の決議に係る契約条件の変更の主要な内容を公告するとともに、契約条件の変更に係る保険契約者(以下この条において「変更対象契約者」という。)(に対し、同項の決議に係る契約条件の変更の内容を、書面をもって、通知しなければならない。

2 前項の場合においては、契約条件の変更がやむを得ない理由を示す書類、契約条件の変更後の業務及び財産の状況の予測を示す書類、基金

及び保険契約者等以外の債権者に対する債務の取扱いに関する事項を示す書類、経営責任に関する事項を示す書類その他の内閣府令で定める書類(第二百四十条の五第四項に規定する方針がある場合にあつては、その方針の内容を示す書類を含む。)を添付し、変更対象契約者で異議がある者は、一定の期間内に異議を述べるべき旨を、前項の書面に付記しなければならない。

3 前項の期間は、一月を下つてはならない。  
4 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数が変更対象契約者の総数の十分の一を超え、かつ、当該異議を述べた変更対象契約者の保険契約に係る債権の額に相当する金額として内閣府令で定める金額が変更対象契約者の当該金額の総額の十分の一を超えるときは、契約条件の変更をしてはならない。

5 第二項の期間内に異議を述べた変更対象契約者の数又はその者の前項の内閣府令で定める金額が、同項に定める割合を超えないときは、当該変更対象契約者全員が当該契約条件の変更を承認したものとみなす。  
(契約条件の変更の公告等)

第二百四十条の十三 保険会社は、契約条件の変更後、遅滞なく、契約条件の変更をしたことその他の内閣府令で定める事項を公告しなければならない。契約条件の変更をしないこととなつたときも、同様とする。

2 保険会社は、契約条件の変更後三月以内に、当該契約条件の変更に係る保険契約者に対し、当該契約条件の変更後の保険契約者の権利及び義務の内容を通知しなければならない。  
第三百十一條の二 第二項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二百四十条の三の規定による業務の停止の命令  
第三百十一條の三 第一項第三号中「第二百三十一條の下に」、「第二百四十条の三」を加える。  
第三百十六條中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 第二百四十条の三の規定による業務の停止の命令に違反した者  
第三百十八條中「第二百四十七條の三」を「第二百四十条の十、第二百四十七條の三」に改める。  
第三百十八條の二を同条第二項とし、同条に第一項として次の一号を加える。

被調査会社の取締役、執行役、監査役若しくは支配人その他の使用人又はこれらの者であつた者が第二百四十条の九第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。  
第三百二十一條第一項第一号中「第三百十六條第一号、第二号、第五号又は第六号」を「第三百十六條第一号から第三号まで、第六号又は第七号」に改め、同項第三号中「第三百十六條第三号若しくは第四号」を「第三百十六條第四号若しくは第五号」に改める。

第三百二十八條第一項中「規定する者」の下に「保険会社の保険調査人」を加える。  
第三百三十條第一項第二号中「第六十條第四項」を「第六十條第五項」に改める。  
第三百三十三條第一項各号列記以外の部分中「保険管理人」の下に「保険調査人」を加え、同項第五号中「第五十七條」を「から第五十七條まで」に改め、同項第八号中「第六十條第四項」を「第六十條第五項」に改め、同項第三十号中「第二百三十一條第一項」の下に「第二百四十条の三」を加え、同項第四十九号の二を同項第四十九号の三とし、同項第四十九号の次に次の一号を加える。

四十九の二 第二百四十条の八第二項の期限までに調査の結果の報告をしないとき。  
第三百三十七條の二 第一号中「第二編第十章第二節」を「第二編第十章第四節」に改める。  
附則  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。  
(経過措置の政令への委任)  
第二条 この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第三條 船主相互保険組合法の一部改正  
第五十七條の七の一部を次のように改正する。  
第五十二條第二項中「第二編第十章第一節第二款」を「第二編第十章第二節第二款」に改める。  
(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部改正)  
第四條 金融機関等の更生手続の特例等に関する法律(平成八年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第九十七條第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。  
六 基金債却積立金の取崩し  
第二百六十二條に次の一号を加える。  
五 基金債却積立金の取崩し  
第二百六十三條第一号中「第六十條第二項第二号」を「第六十條第三項第二号」に改める。

第三百二條の次に次の一号を加える。  
(基金債却積立金の取崩しに関する特例)  
第三百二條の二 更生計画において更生会社の基金債却積立金の取崩しをすることを定めた場合においては、保険業法第五十六條の二第四項の規定は、適用しない。  
第三百三條第四項及び第三百三十七條第二号中「第六十條第四項」を「第六十條第五項」に改める。

六月十六日本委員会に左の案件が付託された。  
一、中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願(第二九二二号)(第二九二三号)  
一、出資法の上限金利の引下げ、ヤミ金融対策

法の制定に関する請願(第二九五三号)  
一、消費税率引上げ反対と早期の景気対策に関する請願(第二九五四号)(第二九五五号)  
一、中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願(第二九五六号)(第二九五七号)(第二九五八号)(第二五九六号)(第二五九七号)(第二五九八号)(第二五九九号)(第二九七三三号)(第二九七四号)(第二九七五号)  
一、出資法の上限金利の引下げ、ヤミ金融対策法の制定に関する請願(第三〇二五号)  
一、中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願(第三〇二六号)(第三〇二七号)(第三〇二八号)(第三〇二九号)(第三〇三〇号)(第三〇三一号)  
一、退職共済年金受給者に対する併給等に関する請願(第三〇九七号)

一、中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願(第三〇九八号)(第三〇九九号)(第三一〇〇号)(第三一〇一号)(第三一〇二号)(第三一〇三号)(第三一〇七号)  
一、出資法の上限金利の引下げ、ヤミ金融対策法の制定に関する請願(第三二三四号)  
一、中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願(第三二三五号)(第三二三六号)(第三二三七号)(第三二三八号)(第三二三九号)(第三二四〇号)(第三二四一号)(第三二四二号)(第三二四三号)(第三二四四号)(第三二四七号)(第三二四八号)(第三二四九号)

第二九二二号 平成十五年六月九日受理  
中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願  
請願者 兵庫県西宮市松風町三ノ一五ノ一  
紹介議員 朝日 俊弘君  
この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第二九二三号 平成十五年六月九日受理  
中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

五

請願者 福岡県春日市宝町三ノ五二二 藤木孝志 外七百四十九名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第二九五三号 平成十五年六月九日受理

出資法の上限金利の引下げ、ヤミ金融対策法の制定に関する請願

請願者 大阪府守口市祝町七ノ六 余島久里子 外五千六百五十九名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第二九五四号 平成十五年六月九日受理

消費税率引上げ反対と早期の景気対策に関する請願

請願者 名古屋市中東区猪高町上社井堀二五ノ一 中村尚美 外千三百三十三名

紹介議員 八田ひろ子君

これ以上の消費税率の引上げは絶対に反対である。暮らしは、戦後最悪の就職難、家計収入の減少、不況と先の見通しが立てられない不安で深刻な状況である。日生協の生計費調査では消費支出は三年連続減少、生活を切り詰める国民の姿が浮かんてくる。消費税は毎日の生活費に掛かる。特に年金生活者や低所得者ほど負担が重くなる税金である。本来、引下げや廃止すべき税金である。国の経済の六〇％を占める個人消費を伸ばすために、消費税率の引下げが景気回復をもたらす。税金の使い方を改めて、大企業や高額所得者の優遇税制を改めれば消費税を上げなくても、高齢化社会を支えることができる。また、将来の税制度の在り方は、広く国民の意見を反映する中で議論を行うべきである。

一、消費税率の引上げをしないこと。  
二、景気対策として、消費税率を早急に三％に引き下げること。

第二九五五号 平成十五年六月九日受理

消費税率引上げ反対と早期の景気対策に関する請願

請願者 名古屋市中東区猪高町上社井堀二五ノ一 西村一男 外八千三百一十一名

紹介議員 木俣 佳丈君

この請願の趣旨は、第二九五四号と同じである。

第二九五六号 平成十五年六月九日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止に関する請願

請願者 京都府中郡大宮町字明田八九三 浅田邦雅 外九十九名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第二九五七号 平成十五年六月九日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止に関する請願

請願者 兵庫県川西市丸の内町九ノ一 水口信雄 外四百九十九名

紹介議員 勝木 健司君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第二九五八号 平成十五年六月九日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止に関する請願

請願者 東京都足立区南花畑二ノ三六ノ五 加藤勇二 外五百九十九名

紹介議員 福島啓史郎君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第二五九九号 平成十五年六月九日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止に関する請願

請願者 三重県久居市戸木町四、一六五ノ

四一 高桐美智代 外七百四十九名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第二九六〇号 平成十五年六月九日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止に関する請願

請願者 高知市一宮一ノ二ノ二二 小松寛明 外千三百四十五名

紹介議員 田村 公平君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第二九七一号 平成十五年六月九日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止に関する請願

請願者 富山市布瀬町一ノ三ノ三ノ一〇二 宅美喜代治 外二百四十九名

紹介議員 又市 征治君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第二九七二号 平成十五年六月九日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止に関する請願

請願者 宮城県本吉郡津山町横山字久保三六 佐々木伸太郎 外二百四十九名

紹介議員 櫻井 充君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第二九七三号 平成十五年六月九日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止に関する請願

請願者 東京都足立区島根四ノ三六ノ五ノ三〇四 海東清光 外六百六十三名

紹介議員 川橋 幸子君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第二九七四号 平成十五年六月九日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止に関する請願

請願者 新潟県中蒲原郡亀田町水道町一ノ三ノ六〇 小杉哲夫 外九百九十名

紹介議員 田中 直紀君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第二九七五号 平成十五年六月九日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止に関する請願

請願者 茨城県つくば市観音台一ノ一五ノ八 小水秀男 外四百九十九名

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三〇二五号 平成十五年六月十日受理

出資法の上限金利の引下げ、ヤミ金融対策法の制定に関する請願

請願者 青森県八戸市妙字花生八ノ一四九 玉田浩幸 外四千九百九十九名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第三〇二六号 平成十五年六月十日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止に関する請願

請願者 静岡市土太夫町三七ノ四〇一大 濱直子 外四百九十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三〇二七号 平成十五年六月十日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止に関する請願

請願者 群馬県前橋市紅雲町一ノ二三ノ九 山本みか 外九十九名

紹介議員 角田 義一君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三〇二八号 平成十五年六月十日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 熊本市田迎町良町一、五二二 中村静雄 外二百十七名

紹介議員 木村 仁君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三〇二九号 平成十五年六月十日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 山口県下関市東観音町一八ノ一二 松本直哉 外七百四十七名

紹介議員 松岡満壽男君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三〇三〇号 平成十五年六月十日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 長野県上田市上田原五〇一ノ一二 西澤博子 外二百四十九名

紹介議員 羽田雄一郎君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三〇三一号 平成十五年六月十日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 北九州市八幡西区浅川日の峯二ノ二ノ四 村田治美 外九万四千三百七十五名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三〇九七号 平成十五年六月十日受理

退職共済年金受給者に対する併給等に関する請願

請願者 福島県耶麻郡塩川町中町一、九二四 一重惟子 外百五十名

紹介議員 和田ひろ子君

配偶者の死亡に遭遇した共働きの女性は、悲しみと遺族年金の切捨てというダブルパンチを受けた。また、ノイローゼにまで追い込まれた人もいた。これは家事・育児・老親の世話をしながら長年働き続け、高い掛金を掛け続けてきた女性を無視するも同然である。平成六年の年金法改正に伴い、併給第三の選択が特設され、若干の不合理的正にはなつたが、共働きの遺族その多くは女性の労働力への見返りはまだ少ない。切捨て主義を改め、人道的な措置を早急に求める。また、共働きが否かにかかわらず働く者の権利を尊重し、若者には働く意欲と老後には働きたい(働いた)だけ報われる(を)実感できる社会となるよう、苦勞に公平に報いる年金制度の改正のため、取り組むことを求める。

一、併給第三の選択によつても恩恵を得られず自己の退職共済年金だけを受給している遺族に対し、一定額(配偶者の勤続年数に比例した額)を上乗せして支給すること。配偶者が昭和六十一年以前に死亡した場合でも併給又は一定額の上乗せを認めること。

第三〇九八号 平成十五年六月十日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 横浜市神奈川区松見町三ノ九一四 一ノ一 鈴木淳 外二百九十九名

紹介議員 中島 章夫君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三〇九九号 平成十五年六月十日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 長野県伊那市大字美篤五、五七八 赤羽博章 外四百九十九名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三一〇〇号 平成十五年六月十日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 埼玉県北葛飾郡栗橋町大字小右衛門六二九 飯塚てる子 外九十九名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三一〇一号 平成十五年六月十日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 富山県滑川市坪川新三ノ七 山口成昭 外二千四百九十九名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三一〇二号 平成十五年六月十日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 三重県多気郡明和町大字竹川四六〇ノ二 奥山知彦 外七百六十五名

紹介議員 高橋 千秋君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三一〇三号 平成十五年六月十日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 千葉県柏市藤心二ノ七ノ六 徳田亮介 外四百九十九名

紹介議員 齋藤 勁君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三一二七号 平成十五年六月十日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 長崎県島原市新湊二ノ一、七四八ノ八〇 吉田清登 外三百八十五名

紹介議員 西岡 武夫君

請願者 東京都足立区鹿浜六ノ一四ノ一五 鈴木幸夫 外九十九名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三一三四号 平成十五年六月十一日受理

出資法の上限金利の引下げ、ヤミ金融対策法の制定に関する請願

請願者 兵庫県宝塚市山本野里一ノ六ノ九ノ四〇一 堀川真一 外四千九百九十九名

紹介議員 荒木 清寛君

この請願の趣旨は、第九八五号と同じである。

第三一三五号 平成十五年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 長野県更埴市大字屋代一、九二三ノ五 加藤功一郎 外九百九十九名

紹介議員 井上 美代君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三一三六号 平成十五年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 徳島市国府町東高輪二九一ノ一 和田肇 外二百二名

紹介議員 福島 瑞穂君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三一三七号 平成十五年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渡り等の禁止に関する請願

請願者 長崎県島原市新湊二ノ一、七四八ノ八〇 吉田清登 外三百八十五名

紹介議員 西岡 武夫君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三一三八号 平成十五年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止に関する請願

請願者 静岡県富士市米之宮町一六八 深

沢修司 外二百五十三名

紹介議員 榑葉賀津也君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三一六二号 平成十五年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止に関する請願

請願者 兵庫県篠山市下篠見八一八ノ一

塚西豊志 外二百四十九名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三一六三号 平成十五年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止に関する請願

請願者 東京都足立区六木一ノ五ノ七ノ五

○九 小関義男 外九十九名

紹介議員 岩佐 恵美君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三一六四号 平成十五年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止に関する請願

請願者 岡山市津島南二ノ五ノ七 小原久

美子 外千四百十名

紹介議員 大沢 辰美君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三二四七号 平成十五年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止に関する請願

請願者 東京都足立区舎人一ノ二ノ一 原

田英俊 外九十九名

紹介議員 若林 秀樹君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三二四八号 平成十五年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止に関する請願

請願者 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪

一〇、九一六ノ二 原裕子 外六

百一名

紹介議員 円 より子君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第三二四九号 平成十五年六月十一日受理

中小建設業者に対する金融機関の貸渋り等の禁止に関する請願

請願者 兵庫県明石市大久保町西脇七九〇

ノ一八一 足立行生 外二百四十

九名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。